

## チャレンジ支援ネットワーク検討会運営規則（案）

平成 15 年 4 月 21 日  
チャレンジ支援ネットワーク検討会

### 1 検討会の運営

検討会の議事の手続その他検討会の運営については、チャレンジ支援ネットワーク検討会開催要綱に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

### 2 検討会の招集

検討会は、男女共同参画局長が招集する。

### 3 委員の欠席

検討会を欠席する検討会委員は、座長を通じて、当該検討会に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

### 4 議事

- (1) 検討会は、座長が出席し、かつ、検討会委員の過半数が出席しなければ、検討会を開くことはできない。
- (2) 議事は、出席した検討会委員の過半数をもって決し、可否同数の場合には、座長の決するところによる。
- (3) 検討会は、原則として、公開とする。

### 5 配布資料及び議事要旨

検討会に配布された資料及び発言者名を付した議事要旨は、原則として、検討会会合終了後速やかに公開する。

### 6 その他

この規則に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、座長が定める。